議員提出議案第8号

大庭祥照議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年12月1日

所沢市議会議長 島 田 一 隆 様

提出者	所沢市議会議員	佐	野	允	彦
賛成者	同	亀	山	恭	子
同	同	秋	田		孝
同	同	青	木	利	幸
同	同	小	林	澄	子
同	同	荻	野	泰	男

大庭祥照議員に対する辞職勧告決議

所沢市議会は、所沢市議会議員政治倫理条例(以下「条例」という。)第2条において、議員は市民全体の代表者として、自らの役割を深く認識し、その使命の達成に努めなければならないとし、条例第4条第1号において寄附等に係る申し合わせ事項を定めている。

所沢市議会議員である大庭祥照氏本人が代表取締役を務める会社が、地域の祭り等において寄附を行っていることが発覚し、これを受け、本市議会は、令和5年第3回 定例会において、大庭議員に対する反省を求める決議を原案可決した。

さらに、議員6名から条例第6条第1項の規定による審査の請求があり、所沢市議会政治倫理審査会を設置し、審査を行った結果、刑事事件に係る行為又は不正の疑惑を持たれるおそれがある行為があったとして条例第5条の行為規範に反すると結論づけた。

大庭議員の行為は、議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるばかりでなく、本 市議会の名誉と品位を傷つけたことは議員としてあるまじき行為と言わざるを得な い。

また、審査会における弁明や事情聴取の際の大庭議員の言動は、反省のかけらも感じられず、先の決議の趣旨を大きく踏みにじるものであった。

よって、当該議員は、公職である市議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、 議員職に留まることは、市民感情からして許されるものではなく、事態の重大さを真 摯に受け止め、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和5年12月1日